別　紙

答申第１３８号

第１　審査会の結論

本件公文書開示請求に対して、岡山市長（以下「実施機関」という。）が行った一部開示決定については、非開示と決定した部分のうち別表に掲げる情報を開示すべきである。

第２　審査請求及び諮問の経緯

１　本件審査請求人（以下「請求人」という。）は、令和３年１１月１０日付けで、実施機関に対し、岡山市情報公開条例（平成１２年市条例第３３号。以下「条例」という。）第３条第１項の規定に基づき、岡山市サウスヴィレッジの令和３年４月１日からの指定管理者指定に関して、指定管理者候補を選定した選定委員会の会議録及び各選定委員採点表（以下「本件公文書Ａ」という。）及び岡山市サウスヴィレッジの指定管理者の平成２９年度以降の事業報告書（以下「本件公文書Ｂ」という。）について、公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

２　本件開示請求に対し、実施機関は、令和４年１月４日付けで、請求された本件公文書Ａ及び本件公文書Ｂについて、選定委員会議事録及び採点表には法人等に関する選考上の評価・判定内容が含まれ、また、自主事業に関する情報は、開示することにより当該法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、条例第５条第２号の法人情報に該当するとして、一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

３　上記決定を受けた請求人は、実施機関に対し、令和４年２月１２日付けで本件公文書Ａ及び本件公文書Ｂについての本件処分に対し、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4　実施機関は、令和４年３月１７日付けで、本件審査請求の取扱いについて、条例第１６条の規定に基づき、当審査会に諮問を行った。

第３　請求人及び実施機関の主張の要旨

１　請求人の主張要旨

当該施設の指定管理者の競争上の地位やその他正当な利益を害するおそれがあるとの一部非開示理由は、条例第５条第２号に該当するためとしているが、判例上該当しない。

２　実施機関の主張要旨

(1)　営業・販売活動に関する情報について

販売実績に関する情報、事業計画に関する情報、活動方針に関する情報は、法人の営業・販売活動に関する情報である。これらの内容を公開することは、法人の営業・販売のノウハウを公開することにつながり、法人の競争上の地位を害するおそれがあるため、条例第５条第２号の非開示情報に該当する。

(2)　経営に関する情報について

財務状況に関する情報、融資関係の情報は、法人の経営に関する情報である。これらの内容を公開することは、法人の営業・販売のノウハウや取引・金融に関する秘密事項を公開することにつながり、法人の競争上の地位を害するおそれがあるため、条例第５条第２号の非開示情報に該当する。

また、人事・労働条件に関する情報は、法人の経営に関する情報である。これらの内容を公開することは、法人の内部管理に属する事項を公開することにつながり、法人のその他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第５条第２号の非開示情報に該当する。

(3)　信用に関する情報について

借入金の額に関する情報、資産内容に関する情報は、法人の信用に関する情報である。これらの内容を公開することは、法人の社会的評価を公開することにつながり、法人のその他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第５条第２号の非開示情報に該当する。

(4)　自主事業に関する情報について

自主事業は、あらかじめ岡山市の承認を得た場合に、指定管理者が自ら管理する公の施設において、管理業務以外に自己の責任と費用負担により実施できるものであることから、自主事業に関する情報は、法人その他の団体に関する情報に該当する。また、その具体的な内容を開示することは、営業・販売のノウハウや取引を公開することにつながり、競争上の地位を害するおそれがあるため、条例第５条第２号の非開示情報に該当する。

第４　審査会の判断

実施機関と請求人との間における本件の争点に関し、当審査会は、以下のとおり判断する。

１　条例第５条第２号の該当性について

本件審査請求において争点になっているのは、実施機関が条例第５条第２号に該当するとして非開示とした処分の妥当性である。

条例第５条第２号は、法人情報について、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報については非開示とする規定であり、法人等の営業活動の自由を保障し、公正な競争秩序を維持する観点から、法人等の事業活動に関する情報については、開示することによって法人等に不利益を与える情報は非開示とする趣旨である。本件情報が条例第５条第２号に該

当するかどうかの判断に当たっては、単なる抽象的な可能性では足りず、法的な保護を必要とするほどの蓋然性をもって正当な利益の侵害が生じる場合であることが求められる。

当審査会で本件公文書Ａ及び本件公文書Ｂを見分したところ、条例第５条第２号に該当する情報として非開示とされた部分のうち、本件法人の事業計画及び事業目標に関する情報については、公開されることにより、公正な競争が阻害される等の危険性が考えられる。当該危険性は単なる抽象的な可能性ではなく、本件法人が競争上不利になる情報であり、当該法人の正当な利益の侵害が生じる蓋然性があるといえる。

また、法人の人事及び財務に関する情報については、公開されている情報ではないことから、当該法人の経営上の秘密事項であり、公開されることにより当該法人の正当な利益の侵害が生じる蓋然性があるといえる。

加えて、選定委員の法人に対する評価については、公開されることにより本件法人の社会的評価の低下につながる危険性があることから、信用に関する情報であり、当該法人の正当な利益の侵害が生じる蓋然性があるといえる。

さらに、自主事業に関する情報については、自主事業が指定管理業務とは異なり、法人のノウハウを生かし自己の責任と費用で実施する事業であることから、公開されることにより公正な競争が阻害される等の危険性が考えられる。当該危険性は単なる抽象的な可能性ではなく、本件法人が競争上不利になる情報であり、当該法人の正当な利益の侵害が生じる蓋然性があるといえる。

したがって、これらの情報は条例第５条第２号に該当すると認められる。また、その性質上、同号ただし書に該当しないことは明らかである。

一方、本件公文書Ａの１７ページ１１行目から１３行目の指定管理者として管理する施設の利用者増加に関する選定委員の質問及び本件公文書Ａの２６ページ１５行目から１６行目の選定委員の法人に対する発言は、これらの情報を公開しても、ただちに本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、条例第５条第２号には該当しない。

２　結論

以上の理由により、当審査会は、第１記載のとおり判断するものである。

第５　審査会の処理経過

当審査会における処理経過は次のとおりである。

令和４年　３月１７日	諮問書の収受
令和４年　４月１１日	請求人側反論書の収受
令和４年　５月１７日	審議
令和４年　７月１１日	審議
令和４年　８月２５日	審議
令和４年　９月２０日	審議
令和４年１２月２３日	審議
令和５年　１月１８日	審議
令和５年　２月　９日	審議
令和５年　３月２８日	審議
令和５年　４月２８日	審議
令和５年　５月２３日	審議
令和５年　６月　５日	答申

別表

本件公文書Ａ（岡山市サウスヴィレッジの令和３年４月１日からの指定管理者指定に関して、指定管理者候補を選定した選定委員会の会議録及び各選定委員採点表）のうち開示すべき情報

本件公文書Ａの会議録１７ページ１１行目から１３行目	指定管理者として管理する施設の利用者増加に関する選定委員の質問
本件公文書Ａの会議録２６ページ１５行目から１６行目	選定委員の法人に対する発言